

みなさんは、横浜市と聞くとどのようなイメージをお持ちでしょうか。おそらく、歴史的建造物と近代的なビル群が調和している華やかな港町を思い浮かべる方が多いかもしれません。ところが、臨海部を離れると丘陵地には緑が広がり、自然環境が残されている地域も数多くもあり、農業も盛んです。このような多様性を有することからか、「住みたいまち」として人気のあるまちのひとつです。



農地とランドマークタワー

高度成長期における都市化の拡大と急激な人口増加は、公害をはじめとする数多くの社会問題を生じさせました。本市でも工業化が進んだ沿岸部を中心に、大気汚染による横浜ぜんそく等の健康被害が発生しました。当時、まだ公害関係の法律の規定は緩く、公害発生源に対して自治体が規制・指導の権限を持たない中、緊急の対策が求められました。そこで1964年、本市では全国に先駆けて、大規模固定発生源の事業者との間で「環境保全協定」（当時は「公害防止協定」）を締結し、法令の規制より進んだ、自主的な公害防止・環境保全対策を求めるなど、いわゆる「横浜方式」と呼ばれる独自の方法で公害の克服に取り組んできました。

その後も市民や企業と協働し環境改善の取り組みを推進した結果、市内の常時監視測定局では、大気や水質などの環境基準をほぼ満足する水準までになりました。



ハマウイング（横浜市風力発電所）と横浜の空

一方、近年では、身近な生活環境に対する市民の関心が高いことに加え、工業や商業、農業を営む地域周辺での宅地化が進んだことなどから、地域ごとの公害苦情は増加傾向にあります。たとえば農地と住宅地が近接している地域では、野焼きに伴う大気汚染・悪臭苦情が、住宅が密集している地域では、建設や解体工事に伴う騒音・振動苦情が多く寄せられています。

大気・音環境課では、大気と騒音・振動に関する苦情の対応や、法律・条例等に基づいた事業者への規制指導を行っています。電話やメールによる苦情相談件数は年間2,500件近く寄せられ、現地に赴く調査は約1,000件に上ります。これらを15名の職員で対応しています。

公害苦情・相談の基本は丁寧かつ迅速に対応することです。当課では、受け付けた相談内容が当課の所管以外だった場合でも、適切な部署を紹介し、たらい回しを防ぐ「ワンストップ」を心がけるとともに、初動対応は「3日以内」を掲げ、迅速な現地調査を実施することで早期解決を目指しています。

最近では、相隣関係による生活騒音トラブルのような公害苦情以外の相談も多く寄せられています。まず話をよく聞いて市民の不安を和らげること、また、側面的な支援として、騒音計の貸出や生活騒音防止のためのリーフレットをお配りするなど、市民に寄り添った対応に努めています。

そのほかにも、野焼きパトロールによる啓発活動や、過去の苦情データから地域ごとの傾向を把握することで、地域特性に応じた対策を検討し、苦情発生の未然防止にも力を入れています。

今後も市民に寄り添った対応を行うことで、「住んでよかった」「住み続けたい」と思えるようなまちを実現するために、日々頑張っていきます。



建設中の新市庁舎